

2-20 日本森林学会ダイバーシティ推進委員会内規

(任務)

1. この内規は、定款第 61 条第 1 項第 13 号に定めるダイバーシティ推進委員会（以下、委員会という）の運営について定める。
2. 委員会は以下の業務を行う。
 - (1) 学会活動における男女共同参画および多様な人材が活躍できる学会を目指し、ダイバーシティ推進に係る事業に取り組む。
 - (2) 「森林分野におけるダイバーシティ推進宣言」に則り、他学会等と連携し、学会内外に向けて、森林分野におけるダイバーシティ推進等についての普及・啓発を行う。

(委員会の構成)

3. 委員会に委員長 1 名、副委員長 1 名、幹事 1 名、委員若干名を置く。

4. 委員長は、ダイバーシティ推進担当理事とする。
5. 委員は、委員長が選任し、理事会で報告して会長がこれを委嘱する。副委員長と幹事は、委員会で協議を行い、その結果を参考に委員長が指名する。
6. 副委員長、幹事、委員それぞれ若干名は、その任期を 2 年とする。ただし再任を妨げない。
(開催)
7. 委員長は、委員会の招集を行い、その議長となる。また、審議に当たってはメールの活用を図る。
8. 委員長は審議の結果を理事会に報告する。
(改定)
9. この内規の改定は、委員会の承認後、理事会の承認を経て行う。

2020 年 5 月 27 日制定